

奈良市景観計画 大宮通り沿道景観形成重点地区

「古都奈良のエントランスとして歴史・文化と出会う場づくり」「空間的に様々な拠点と連絡する歴史回廊（来訪者の視点と行動の拡がり）」「四季と自然を感じられる要素を活かした空間づくり」を推進することにより、「古都奈良を実感できる景観」を形成します。

特に、大阪方面からの奈良への導入路にあたることから、若草山や春日山等の山並みや盆地内に点在する歴史的資産への良好な眺望景観の保全、ならびに沿道の建築物や工作物、屋外広告物の景観誘導を図ることにより、奈良に来たことを象徴的に感じられる景観の形成を推進します。

歴史型の区間については、沿道の歴史的資産がつくる保存・保全や隣接する歴史的景観形成重点地区の景観とのつながりに配慮した歴史・文化を感じられる景観の形成を推進します。特に近鉄奈良駅東側の登大路の区間については、奈良公園のエントランスとして、歴史・文化とともに、街路樹と沿道敷地の樹木・樹林等と山並みが一体となった緑豊かな景観を形成します。

市街地型Ⅰの区間については、沿道の建築物等による町並みやスカイラインの連なりが、奈良への導入路としての軸線を強調し、若草山等の山並みを象徴的に望める景観を形成します。

市街地型Ⅱの区間については、沿道敷地の緑化を推進し、沿道サービス機能と奈良への導入路としての景観との調和のとれた緑豊かな景観を形成します。

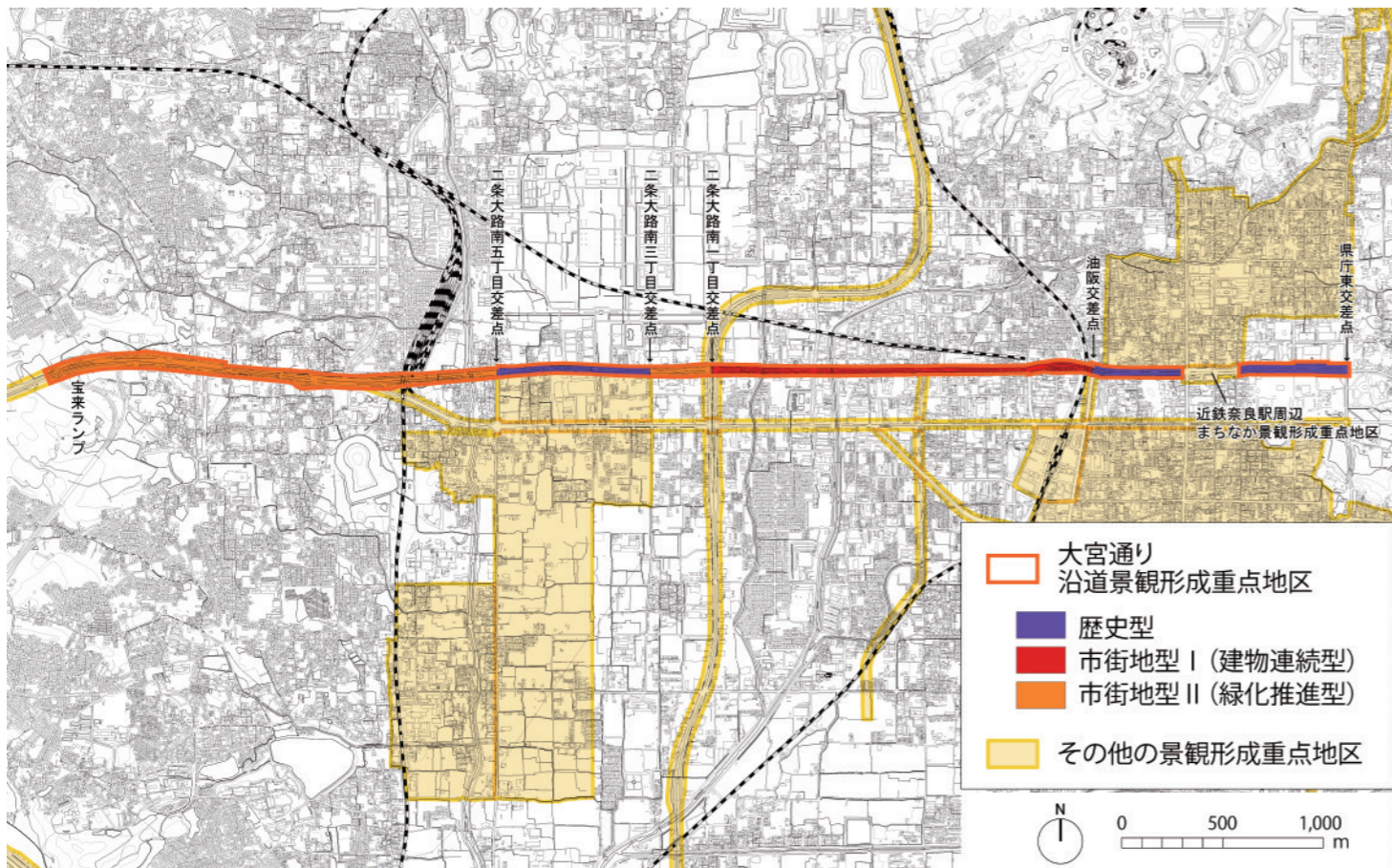


指定区域図

主要地方道奈良生駒線、国道308号、国道369号の一部区間（国道308号宝来ランプから国道369号県庁東交差点まで、延長：約6km）の道路及び都市計画道路大宮通り線並びに都市計画道路境界線から両側10mの範囲。

※近鉄奈良駅周辺の区間は、近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区を適用します。

下図のとおり、歴史型・市街地型Ⅰ（建物連続型）・市街地型Ⅱ（緑化推進型）の3地区に区分します。



景観形成基準 その1

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準	歴史型	市街地型Ⅰ	市街地型Ⅱ	解説ページ
共通	b-1	■	■	■	129
	b-2	■	■	■	15
建築物の建築等 形態意匠	b-3	■	■	■	16-17
	b-4	■	■	■	130
	b-5	■	■	■	130
	b-6	■	■	■	18
	b-8	■	■	■	19
	b-9	■	■	■	19
	b-11	■	■	■	20-21
	b-12	■	■	■	131
	b-13	■	■	■	20
	b-14	■	■	■	22
	b-15	■	■	■	131
	b-16	■	■	■	132
	b-17	■	■	■	132
	b-18	■	■	■	23
	b-19	■	■	■	23
	b-20	■	■	■	24
	b-21	■	■	■	24

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。

（「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「暮らし・手続き」→「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」）

奈良市景観計画 大宮通り沿道景観形成重点地区

景観形成基準 その2

※ 基準を適用する区域を ■■■ で表示

項目	景観形成基準	歴史型	市街地型		解説ページ
			I	II	
建築物の建築等	b-22	・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	■	■	133-136
	b-23	・各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表2に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。	■	■	30
	b-24	・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。	■	■	31
	b-25	・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。	■	■	32
	b-26	・外壁に使用する主要な材料は、光沢のないものとする。	■	■	32
	b-27	・外観に光源等の装飾を施さないこと。	■	■	137
	b-28	・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。	■	■	137
	緑化外構等	b-29	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。	■	■
b-31		・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の3%以上を緑化すること。なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。	■	■	139
b-32		・ゴミ置き場は、ゴミが道路から見えないよう、配置や緑化、建築物と一体化などの修景措置を講ずること。	■	■	140
b-33		・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。	■	■	33
工作物の建設等	b-34	・外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	■	■	141
	b-35	・外観に光源等の装飾を施さないこと。	■	■	141
	b-36	・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。	■	■	141
	b-37	・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。	■	■	34
開発行為土地の形質の変更等	b-38	・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。	■	■	35
	b-39	・擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。	■	■	35
	b-40	・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。	■	■	142
	b-41	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。	■	■	36
	b-42	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	■	■	36
	b-43	・原則として、土石の採取等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行為後において、塀の設置や在来種等を用いた緑化等により周辺景観と調和させること。	■	■	142
物件の堆積	b-44	・土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。	■	■	37
	b-45	・土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。	■	■	37
	b-46	・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。	■	■	38
	b-47	・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。	■	■	38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

色彩基準

基準区分	建築物の外壁等、工作物				建築物の屋根			
	2-②		2-④		2-②		2-④	
	歴史型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ		歴史型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ	
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下		8.0 以下	2.0 以下	×	×	4.0 以下 2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	×	×	4.0 以下 2.0 以下
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下		8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	×	×	4.0 以下 2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	×	×	4.0 以下 2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下		8.0 以下 7.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超 ×
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下 2.0 以下
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下		8.0 以下 6.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超 ×
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		6.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下 3.0 以下
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下		8.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 超	×	4.0 超 ×
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		5.0 以下 4.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下 3.0 以下
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下		8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超 ×
	5.0 以下 2.0 以上 2.0 未満	×		5.0 以下 4.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下 2.0 以下
その他色相	×	×	×	×	×	×	×	×
無彩色	7.0 超	×		8.0 超	×		4.0 超	×
	7.0 以下 2.0 以上	○		8.0 以下	○		4.0 以下	○
	2.0 未満	×		8.0 以下	○		4.0 以下	○

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。